申請から返還免除までの流れ

1　認定申請　　※貸付を受ける場合、市長の認定を受ける必要があります。

認定申請書に必要書類を添付して、看護学校等を経由して浜田市に提出する。

（必要書類）

・学校長の推薦書

・申請者及び生計維持者の住民票の写し（浜田市に住民基本台帳の登録がない方）

2　誓約書提出及び貸付申請

認定後、誓約書（連帯保証人の印鑑登録証明書を添付）及び貸付申請書を看護学

校等を経由して浜田市に提出する。

3　貸付請求

　貸付決定後、請求書を浜田市に提出する。

　※原則、年2回に分けて支払い

4　借用証書の提出及び修学資金の返還

　貸付期間満了後又は、貸付決定が取り消しになった場合、交付を受けた修学資金について、借用証書を浜田市に提出する。

　　 貸付決定が取り消しになった場合など返還義務が生じた場合は、返還の事由が

　生じた月の翌月から起算して、認定期間に相当する期間内に修学資金を返還する。※原則、月賦による均等返還

5　返還猶予申請

　次のいずれかに該当する場合は、返還が猶予されるため、返還猶予申請書（その事由を証する書類添付）を浜田市に提出する。

1. 修学資金の貸付けを辞退した後も、引き続き看護学校等に在学している場合。
2. 看護学校等を卒業後、1年以内に看護師又は准看護師免許を取得する場合。
3. 免許を取得後、直ちに市内の医療機関等に就業し、看護職に従事する場合。
4. 災害及び疾病等の事由がある場合。等

6　返還免除申請

免許を取得後、直ちに市内の医療機関等に就業し、貸付期間の2倍の期間を看

護職に従事する場合返還が免除されるため、返還免除申請書を浜田市に提出する。